

新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の概要について

【条例概要】

○条例内容

(1) 大規模集客施設制限地区内の建築制限

集客施設に供する部分の床面積が1万平方メートルを超える

かつ

店舗面積の合計が3千平方メートルを超える

建築不可

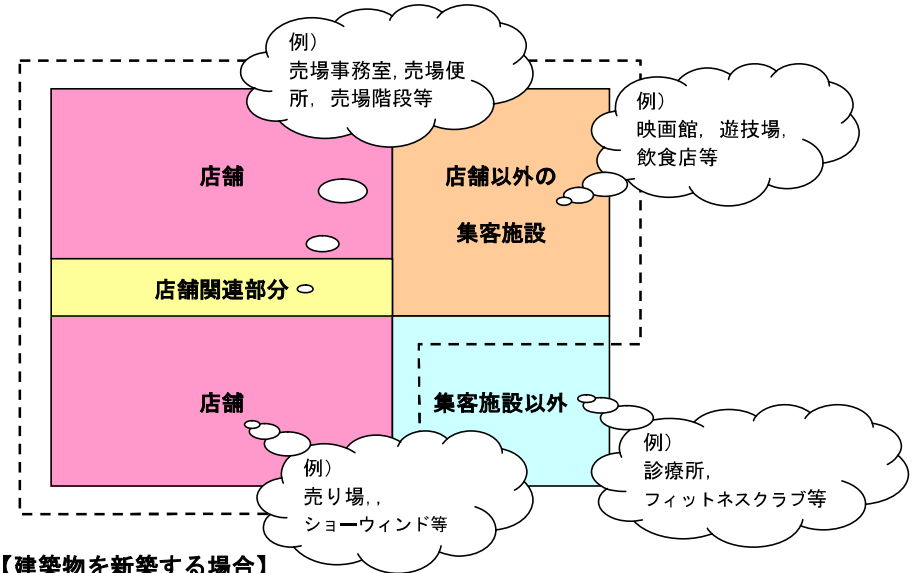
(2) 既存建築物に対する制限の緩和

(3) 罰則

○施行期日

平成20年10月1日から施行

ただし、第7条罰則規定については平成21年4月1日から施行



【建築物を新築する場合】

【用語の定義】

○**集客施設** (に供する面積)・・・建築基準法別表第2(か)項に掲げる

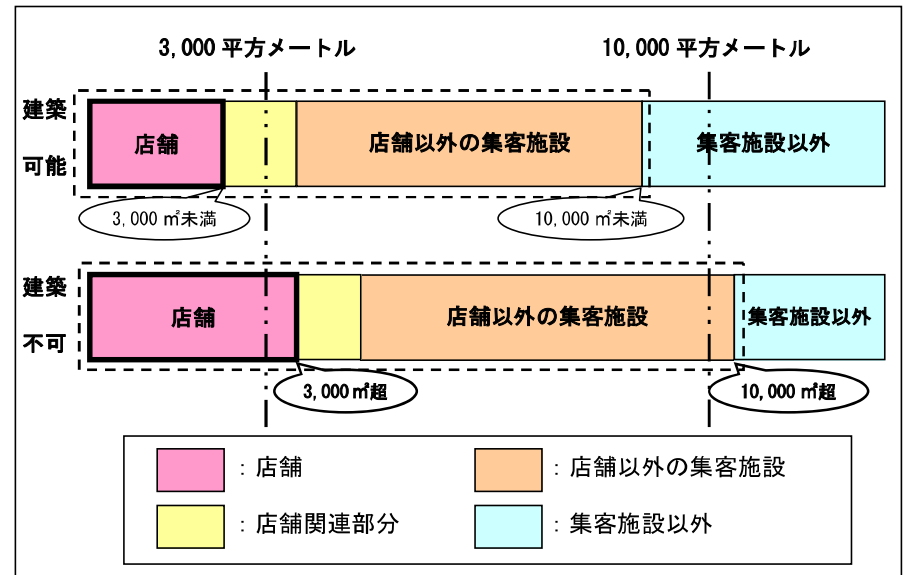
店舗面積+店舗関連部分+店舗以外の集客施設(劇場, 映画館, 飲食店, 遊技場等)の部分の面積

右図の + + の部分

○**店舗** (面積)・・・大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定

客を来集させて小売業を直接行なう部分の面積

右図の の部分



※詳細については条例全文をご覧ください。